

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-10-06

## 法政大学図書館一〇〇年史：第一編 図書館 通史：第一章 図書館の前史

岡, 孝

---

(出版者 / Publisher)

法政大学図書館

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

28

(発行年 / Year)

2006-03

## 第一章 図書館の前史

### 一、はじめに

大学に図書館がなぜ必要なのか。その答えは至極あたりまえではあるが、あえて簡単にいってしまえば、教員・学生の研究教育に役立たせるためであろう。在籍・在職している者に関覧の便宜を図るのみならず、将来の学生、教員、研究者のために収集、保管する役割も負っていよう。

「図書館」という語を最初に用いたのは、明治一〇年（一八七七年）四月に創立の東京大学である（それ以前は「書籍院」あるいは「書籍館」が使われていた）。この年の一〇月にはすでに法、理、文学部の構内に独立した図書館を設置していた（医学部には書籍室が置かれた）。この時の蔵書は医学書を除いて五万四千冊とある（岩猿敏生二大城善盛二浅野次郎『大学図書館の管理と運営』「日本図書館協会、一九九二年」二六頁〔岩猿執筆〕。明治一九年の「帝国大学図書館規則」の第一条には「帝国大学図書館ハ大学院及ヒ分科大学ノ図書ヲ貯蔵スル所トス」とある。大学図書館は本の「貯蔵所」であったわけだ（『東京大学百年史・部局史四』「一九八七年」二九八頁）。

一方、このころ創立した専門学校、後の私立大学はいずれも図書の調達に苦しんだ。もちろんここでは貯蔵のための図書が必要だったのではない。教科書として用いるか、あるいは講義を理解するための参考として必要だった。早稲田、中央、いずれも図書館を設置してもそこに並べる本がないため、必死の思いでそろえたのである。

では法政大学草創期の図書館はどうであったか。明治期の本学の図書館に関する記録は驚くほど少ない。本学は設立から数十年間、書籍閲覧室、図書閲覧室は別として、教室、講堂などから独立した図書館という建物は確保されていなかった。本学の「図書館設置」は他大学よりもかなり遅れて、昭和期まで待たねばならないのである。

ところで、図書館にとって必要不可欠なものとは何だろう。まず第一に書籍・雑誌である。次に、それを保管するスペースあるいは閲覧する空間、さらには増え続ける図書等の分類・整理および閲覧・貸出しのルールのことであろう。

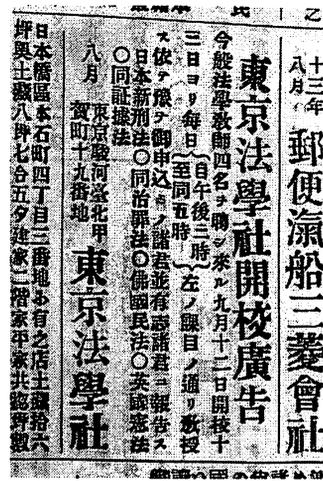
それでは、書籍・雑誌を保管したり、閲覧するスペースがなければ、「図書館は存在しなかった」ことになるだろうか。

本学の前身・和仏法律学校は、法律専門学校としてスタートした東京法学社およびその後身の東京法学校と、仏語を教える東京仏学校が明治三二年（一八八九年）に合併してできた。その後、同三六年の専門学校令により和仏法律学校法政大学と改称し、さらに大学令（大正七年）により名実ともに大学となるのは、大正九年（一九二〇年）である。

東京法学校と東京仏学校の両校は、合併したとはいえ、規模も財政基盤も、校風もかなり異なっていた。その違いは、図書館のあり方にもよく現れている。図書館にとって必要な書籍・雑誌、スペース、規則の三点セットは、すでに東京仏学校に存在していた。それが合併後和仏法律学校に継承されていたと思われる。これに対して、東京法学校には、図書館の存在を示唆するような記録は残っていない。閲覧規則などのルールもおそらくなかったであろう。しかし、学校の内外に、図書館的機能を果たす様々な装置があった。本章では、法政大学図書館の前史として、主に東京法学校に焦点を合わせて、どのような装置があったのかを整理することにする（注1）。



の結果、学校内で集団で弁護士業務をおこなうことができず、代官局は解局の憂き目にあった。したがって、当時の東京法学社でどのような構想が立てられていたかは不明であるが、それがほとんど実地に移される前に、構想自体が消滅してしまったのである。



東京法学校開校廣告

翌一四年には、東京法学社講法局が独立して東京法学校に改称・改組し、いよいよ本格的な法学教育をスタートさせた。当初、東京法学社の募集広告には金丸鐵と伊藤修のみが呼びかけ人となっていた。後に主幹となる薩埵正邦は、下級とはいえ官吏であったために名前を出さなかったのである。しかし、一四年の東京法学校からは、薩埵が正面に登場し（同年一月に官を辞している）、学校経営に携わっていくことになる。

明治一三年に公布された治罪法（刑事訴訟法）では、被告人が弁護人を用いることができる旨明記され、さらに、重罪の被告人には弁護士を必ずつけねばならないこととなり、「被告人の人権擁護のための弁護人という役割が明確になった」（『百年史』一五頁）。このように、代言人の制度は、民事ばかりでなく刑事にまで拡張され、社会的役割は飛躍的に拡大した。そこで、「より高度の法知識と法技術をもった在野法曹の育成が、時代の要請として前面に出てきたのである」（『百年史』一五頁）。本学は、このような時代の要請の風に乗って急速に発展を遂げるのである。

## （2）初期の頃（明治一四年～一八年）——薩埵正邦について

東京法学社時代も含めて、本学は、財力も学歴もなく、ただ法律思想を普及



薩埵正邦

させたいという、熱い気持ちだけは人一倍もっていた二〇代の青年たちが作った学校である。

東京法学校を中心になった薩埵正邦は、安政三年（一八五六年）京都で、代々石門心学の流れを引く儒者の家に生まれた（薩埵については、『百年史』のほか、江橋崇「薩埵正邦―タイトルなき法学者の運命」『夜明け』六八頁以下、薩埵章『薩埵物

語』一九九〇年、非売品」、同『薩埵物語（第二編）―貧乏物語―』一九九二年、非売品」参照）。幼少時に父を亡くし、母親が再婚して家を出たため、祖母の手で育てられた。祖母は能書家、教育者として著名だったが、生活は貧窮を極めたという。明治四年（一五歳）の時に、京都仏学校でレオン・デュリーにフランス語を二年半学ぶ。富井政章、高木豊三、本野一郎等、その後本学と深くかかわる人々がここで学んでいる。とくに富井とは深く親交を結び、後に彼の妹を妻に迎えている。京都仏学校が廃止となったため、東京開成学校に赴任したデュリーの後を追って上京した。元老院議員の学僕として住み込みで働きながら、デュリーから個人的に二年間、さらにフランス語を学ぶ。その間明治九年には司法省法学校生徒募集の試験を受けたが、筆記試験に合格したものの、体格不良で合格しなかった。ちなみに、同時期に、後に本学を支える梅謙次郎、富井政章の二人も受験している（注2）。梅も体格不良で合格しなかったために、東京外国語学校に入学してフランス語を学んだ後、司法省法学校に転入している（司法省法学校は原則として八年コースである。梅は五年次に編入する）。富井の結果ははっきりしないが、この直後に、フランスの実業家で宗教博物館（ギメ博物館）の創立者・館長となるエミール・ギメに従ってフランスに渡り、リヨン大学で学ぶことになる。

さて、薩埵は、その後、内務省社寺局長桜井能監の推薦で内務省雇となった。同時に一二年八月にはボアソナ

ード（口絵写真①）の講義を聴くようになり、その年の一二月にボアソナードの推挙により司法省雇に転じた。翌一三年六月には（元老院に設置された）民法編纂局御用掛も兼務するようになった。まとまった学歴はないが、着実に法学の力をつけていったと思われる。東京法学社が設立されたのはこの間のことである。

薩埵にとってボアソナードとの出会いの意味は非常に大きい。二人の関係がどんなものであったかは、今もってよくわからない。キャリアのない薩埵の肩書きは「ボアソナード門人」であった。この時代はまだこの肩書きが力を発揮していたのである。

東京法学社は開校とともに、学生がさばききれないほど殺到した。そこで一三年一二月に、神田錦町二丁目の旧旗本屋敷に移転する。この際、その広告の筆頭に薩埵の名前が登場する（『百年史』二三頁）。この広告に名を連ねた伊藤修は、その後関係が途絶え、また金丸鐵も明治一五年一月に代言人試験に合格するも、父の病気のために東京を去り、その後大阪で代言人となるが、ついに本学との関係が切れてしまう。

東京法学校と改称の後も江湖から好評をもって迎えられ、多くの学生が入学するが、退学者が相次ぐなど、学生の出入りが激しく、落ち着いて勉強する雰囲気ではなかったようだ。それでも初期の頃は、私塾的雰囲気の中で授業がおこなわれていたようである。授業は、次の三つに分けられた（『百年史』二三頁。明治一四年当時の時間割の資料はみあたらないので、ここでは東京法学社時代「明治一三年一〇月頃」のものを掲げる）。

別科（午後一時半から一時間。科目は仏学。これは、「仏蘭西原書に就て法律を学ぶの階梯」という）

昼学（月・水は日本治罪法、火・土が日本刑法、木が英国民事犯法、金が仏国民法という内容。ほぼ午後三時半から二時間。土曜日のみ午後一時から二時間）

夜学（月・火・木は仏国民法、日本治罪法、日本刑法の各輪講、水は仏国商法講義、金は法律格言講義、土は

## 法律討論会。いずれも午後七時から二時間)

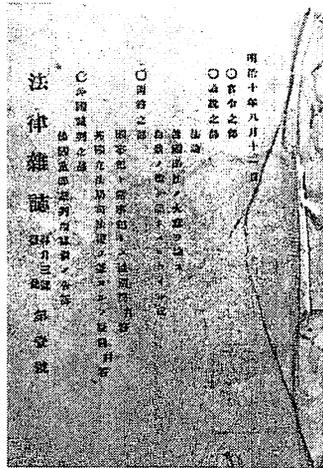
ここでは、学年・クラスの区別もなく、皆同じ教室で受講したようである。このうち、「輪講」は、昼間講義の復習であつたようだが、一種の「共同研究」といわれており（法政大学創立五〇周年式典での教頭・富井の祝辞。「法政大学報」六巻六号「一九二八年」）、現代のゼミ形式に近いと思われる。立憲改進黨の黨員であり演説がうまかつた薩埵が学生と、口角泡を飛ばして議論したことであろう。

次第に学校の体裁が整い、明治一五年に薩埵は、東京府に対して学校設置願を届け出て、同年それが認められる。しかし、薩埵は学生の学力判定に随分厳しかったようであり、卒業を容易に認めなかつた。ようやく第一期の卒業生八名が出たのは、（創立五年後の）明治一八年である。おそらく、この一五年前後から代言人試験、判検事登用試験の準備のための学校として、本学の体制が固まつたのであろう。薩埵は、ボアソナードの出講要請に成功した。肉親との縁が薄く、貧しいが、学問への情熱のある薩埵をボアソナードはふところ深く慈しんだのかもしれない。学校の看板としてのボアソナードの力は絶大だった。さらに明治一六年秋には一大改革を断行する。ボアソナードを教頭とし、リヨン留学から帰国したばかりの富井政章などを新たに講師に迎えた（従来の六人から一三人体制）。授業時間も四時間制（従来の倍）とし、さらには定員も一五〇人から八〇〇人に増やした（三学年制も導入している）。

学生数が膨張し、校舎が手狭になつたため、明治一七年三月、神田小川町一番地の旧勸工場（博覧会の出品物を売りさばく場所）の建物に移転した。この新校舎は人目を引くほどの規模を誇り、正面の入口には、講師の堀田正忠（ボアソナード門人・大審院検事）が大審院長の玉乃世履に懇請して揮毫してもらつた「東京法学校」の大文字の額が掲げられていた。錦町校舎の三倍の広さの教室が用意されていた（三〇〇人収容可能な講堂が中心）。この校

舎購入資金は、大半を借金に頼ったものと思われ、これが後々まで本学を苦しめることになる。『百年史』五八頁以下)

### (3) 出版事業



法律雑誌

薩埵には教師の顔のほかにもうひとつ、出版事業の経営者の顔がある。

明治一〇年に創刊した法律の雑誌の草分け、その名も「法律雑誌」の社主（「持主」となったのは、学校の規模を拡張していくさなかのことだ（明治十八年）。発行元は時習社という。まず「法律雑誌」の刷新を図った。薩埵の編集する雑誌の企画は非常に斬新であった。「問答之部」欄では、東京法学校で毎週開かれていた法律討論会の議論が紹介されている。東京法学校

の講義筆記なども連載され、「東京法学校の学内誌のごとき観を呈して」きた『百年史』七一頁。それは法律を普及させたいという送り手と、法律を学びたいという受け手の熱気が出会う場であった。さらに、時習社でも、東京法学校関連の刊行物を大量に出版し始める。明治一〇年代から二〇年代にかけて時習社が発行した図書は数多くあり、本学校教師のほとんどが執筆している。なお、この時代の私立学校の教師は無報酬であることが多かった。教師はみなほかに生業を持ち、かたわらの空き時間に出講していた。それゆえ、午前中の授業がなかったのである。自分が学んだ知識を、それを必要とする者に報酬を期待せずに分かち与えるのは、この当時はごく当然のことであった。

時習社の出版した書籍は、当然薩埵の部屋にあふれていただろう。これらの書籍は薩埵の蔵書であり、同時に

学校の蔵書といえないこともない。つまり、当時貴重な教科書、参考書の類を、学生は比較的容易に手にすることができたと考えられる。

余談になるが、本学の初代総理（総長）となる梅謙次郎（口絵写真②）には、受験勉強をするための書籍の入手に苦労したエピソードがある。明治一二年頃、司法省法学校の試験に備えて、島田重禮の漢学塾に入った（当時の法学校の入試は漢学の力を試すものであった）。漢学の書籍を借りたいが、塾生以外には貸さない規則があつて、梅にその資格はない。そこで、梅が直接談判したところ、島田は何も聞かずに承諾したという。そのおかげでめでたく合格できたと、梅は後年語っている（東川徳治『博士梅謙次郎』「法政大学／有斐閣、一九一七年」二八頁以下）。本一冊が非常に貴重であり、同時に人生に決定的な影響を及ぼすほど大きな意味を持つ時代であつた。

時代は少し下るが、中央大学の草創期にも、学生たちは教科書の不足に泣いた。『中央大学五十年史』（一九三五年）によれば、「最も不便を感じたるものは、教科用図書の欠乏是なり。創立の際其筋に提出したる願書中、『教科用図書は講義を筆記せしめ時々これを刊行し遂に全備のものを出版するに至るを期す』云々とあるは、即ち此間の消息を語るもの」とある。

他の大学も状況は似ていた。早稲田はどうか。あらゆるものが不足していたが、図書館も同様だった。新築したばかりの講堂の二階の八畳を図書室に充て書架を二個設置したが並べる書籍がない。大隈英麿校長が外国から持ち帰ったものに加えて、教職員からの寄贈によつてどうにか穴をふさいだ。それでも知識欲に燃える青年たちを満足させることができず、本来邦語で学修することを主眼としながらそこが手薄だった。学生有志による「同攻会」が組織され、和漢書を中心として図書を購入するようになった。同攻会では購入した図書を学校の図書室に寄託して学生の閲覧に供した、という（『早稲田大学七十年誌』「一九五二年」四〇頁）。さらに、同志社では、図書

不足を補うため新島襄および彼の協力者の個人所有の蔵書を公開して、教師学生の利用に供した、という（酒井（二）二一九頁）。

このような時代にあつて、系列出版社の書籍に限られるとはいへ、法律書が身近にある状況は、図書館が付属しているような感もあつたに違いない。

ところで、時習社（口絵写真③）は、明治二十二年二月に書籍店を開き、法律図書一般の販売店として営業を開始した。本学関係者には、ほぼ原価で頒布した（酒井（二）二二三頁）。原価頒布の特典は、これ以前からおこなわれていたようだ。例えば、「法学速成雑誌」（創刊号）の書籍広告欄に、雑誌購読者には割引価格で、しかも、本学関係者には同業取引の代価で市販図書を取り次ぐ旨の広告がある（そのほか、特別監督条規下の私立法律学生は、司法省出版の書籍を特別価で購読ができたようだ。法律雑誌五八一号二二三頁参照）。

さらに、相当の保証金を払って貸出しする便宜もあつたようである。法学速成雑誌社内部に設立した書籍部の規則（四条）によれば、官省出版の書籍で一般に発売されないものは、相当の保証金を受けて賃貸する、という（法学速成雑誌創刊号「明治二〇年」の記事欄三九頁）。

このような状況は、他大学には見られないことで、東京法学校時代は、学校内部も、その周辺も、実に多くの図書・雑誌に恵まれていた、といえるかもしれない（酒井（二）二二三頁）。

#### （4） 代言人試験などの内容

ちなみに、代言人試験はどういうものであつたのだろうか。一例として、明治二〇年の問題を見てみると、刑法二問、治罪法二問、民事系では、民法受験者には財産法と時効法がそれぞれ二問、英法受験者には私犯法が一

問、証拠法が二問、契約法と会社法については、民法と英法に分かれ、各二問ずつ出されており、さらに訴訟手続法が二問出されている。

具体例を挙げてみよう（『現行試験法令及問題』「明法堂、明治二六年」）。

契約法問題 民法第一問 義務相殺ノ定義及其条件如何

時効法問題（民法受験者ニ限ル）

第二問 本人時効ヲ放棄セシトキ他人ヨリ時効ヲ申立ルコトヲ得ル場合及ヒ其理由如何

訴訟手続問題 第二問 勘解ヲ設クルハ如何ナル趣意ナルヤ又之ヲ願フハ必要ナルヤ将タ随意ナルヤ

明治二四年の「判事検事登用試験」ではどうだろうか。刑法、刑事訴訟法（以上各二問）、民法（四問）、商法（三問）、民事訴訟法（二問）の五科目の試験である。（旧）民法も（旧）商法も公布されているためであろう、民法、英法、独法の区別はなくなっている。

民法問題

第一問 物權ト人権ノ性質並ニ之ヲ區別スル利益如何

第二問 詐欺カ合意ニ及ホス影響如何

第三問 売買契約ハ何レノ場合ニ於テ所有權ヲ移転スルモノナリヤ

第四問 代人ノ越權ニ出タル所為ヨリ生スル利益ハ何人ニ属ス可キヤ

もう一つ、明治四一年度の司法官試験からも引用しておこう（『高等官判検事弁護士受験提要』「三書楼／巖松堂、明治四三年」六八頁）。

民法（本試験）

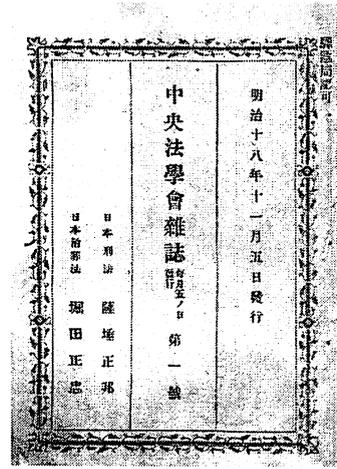
一 法人ハ不法行為ヲ為シ得ルヤ

二 連帯債務者ノ過失カ其求償権ニ及ホス影響如何

このように見てくると、代言人試験であれ、判事検事登用試験であれ、参考書をあれこれ勉強しなければ試験に合格できないということではないように思われる。講義を筆記したノートあるいは後述の講義録をもとにして、ふだんから論理的に考える訓練をすることによって解答できるようなレベルではなからうか。したがって、法律学校の学生のためには、参考書等を調べたりするために、後述の書籍館とか図書閲覧室がどうしても必要だという切実さはないように思われる。むしろ、勉強する場所が、自分の住む下宿なり寄宿舎以外にも必要だったろう。さらには、自分の理解を確認するためには他人との議論が欠かせない。法律家はなによりも弁論が達人でなければつとまらない。さらに口述試験の際には、質問に答えるだけではなく、質問者の立場に反論する能力も試されたかもしれない。いつの時代もそうであるが、この明治二〇年代にも、法律を学んでいる書生・学生たちは、(例えば後述の大日本教育会の)書籍館の湯呑所で、たばこを吸いながら、議論にあけくれていたという(石井豊七郎「真鍮の墨壺」法政大学報一八卷三号「昭和一五年」。石井の回想は明治二八年頃である)。

### (5) 講義録の発行

また、明治一八年(一八八五年)九月には、通信教育機関「中央法学会」が発足した。地方にいながら法律学を学ぼうとする志のある者に、三年間にわたって毎月三回講義を掲載した雑誌(「中央法学会雑誌」)を送付し(掲載する講義科目の順番が決まっており、三号に一回巡回することになっている。法律雑誌四八七号「明治一八年」末尾中央法学会広告参照)、勉学の助けとするシステムである。しかも、質問があれば、東京法学校の教員の意見に基づいて



中央法学会雑誌

の刊行は、薩埵が本学の経営から手を引いたり、東京仏学校との合併などで繁忙だったのであろう、立ち消えになったようである。

その後、和仏法律学校となって二三年一月から、新たに校外生制度を設けて「和仏法律学校講義録」が刊行され始めた（二三年七月の箕作麟祥の和仏法律学校学事報告によれば、七月現在三千余名の校外生がいる、という。春日肅が責任者であり、春日が病気になる前は、学監の大島がこれに代わる。編集・出版の事務は主に和仏の幹事・辻謙之介、校友の六嘉秀孝が担当。資料集第二六集「四のII 仏学会・東京仏学校関係資料・続 自明治十九年至明治四十二年」、二〇〇六年」一一八頁）。二三年の第一期に続いて明治二五年二月には第二期講義録が刊行を開始し、同年七月までに第一期分と合わせて校外生は五千余名に達した（右資料集一七三頁）。第三期講義録は、明治二六年四月にスタートした。同年七月末現在の校外生の総数は、八千五百余名という（資料集第二六集一八六頁）。その後、これは「法政大学講義録」として、本学の財政的基盤の一翼を担っていくのである。このように、薩埵が中心となって作った「中央法学会雑誌」は、順調に成長していった。現在でも、これら講義録のいくつかは本学図書館に保管されている。

書面で回答を受けることができる、というのである。年度の終わりの試験に合格すれば及第証が発行され、三年の全課程を修了した及第者には卒業証が授与されるという。わずか二ヶ月足らずで千余名の入会希望者があつたという。第一期卒業生は数十名にのぼったとのことである。その間、二〇年には、「会員・賛成員中ニテ判事試験二及第者二十一名、代言試験二及第者十名」を数えた（『百年史』七五頁注（27））。第二期講義録

## (6) 官によるコントロールの強化の時代(明治一九年〜二二年)

明治一九年の帝国大学令の制定を皮切りに、学校体系の整備が進んだ(以下、『百年史』による)。本学に、大きく変革を迫ることになったのが、同年八月二五日付で出された「私立法律学校特別監督条規」である。常時・試験時の臨検、授業時間表、定期試験科目、時間割、試験成績表などの提出を義務づけ、さらには、校主に対して学科課程・教授法につき論告できること(学年ごとに授業科目まで指示される)、また、当該私立法律学校の卒業生のうち、帝国大学総長が優等と認められた者に対して、法科大学で司法官立ち会いのもとで委員が口述試験を実施し、及第すれば及第証を交付する、という。

なによりも重大だったのは、法律学校への入学者の資格が厳しくなったことである。従来、私立法律学校の特色は、入学はやさしく、卒業は難しいというスタイルであった。例えば、明治一五年の東京法学校設置願では、入学の資格としては「普通ノ文章ヲ讀ミ得ルノ力」だけが要求されており、さらに一七年四月の規則改正願でも「小学卒業以上ノ学力」程度が要求されているにすぎなかった。しかし、この特別監督条規により、入学資格は中学校卒業程度の学力が要求されるようになった。授業料収入が学校の主たる収入源であった本学は、非常な打撃を受けることになる。入学者が激減し、それに歩調を合わせて卒業者も激減するのである。

この特別監督条規に入った五大法律学校の卒業生は、「文官試験試補及見習規則」により、判任官候補としての「見習」に無試験で任用され、奏任官候補としての「試補」任用のための「高等試験」の受験資格が与えられる、という特典が与えられた。この特別条規は、明治二一年五月特別認可学校規則にとつて代わられる(明治二六年廃止)。第一回高等文官試験実施に際して私立学校卒業生の受験資格を明確にし、法律学以外に、認可学校の対象を

政治学、理財学を教授する学校へと広げた。さらに、帝国大学総長から文部省の監督下に入るようになった。この特別認可学校卒業生は、裁判所構成法（明治二三年）、判事検事登用試験規則（明治二四年）で、判検事試験（第一次試験。筆記試験五科目、口述試験三科目）の受験資格が与えられた（『百年史』九三頁以下）。

本学は、時代の要請に従って法曹養成学校としての性格を強調していった。しかし、官のコントロールを受けることが絶対に必要になると同時に（認可を受けられなかった関西法律学校は、学生が認可学校に移るといったことが続き、苦境にたたされた。『関西大学七十年史』）、授業料収入に財政的基盤を頼っていた本学としては、入学資格を厳しくすることによって学生の確保が困難になり、経営上の行き詰まりがはつきりし始めてきた。

さらに、教頭ボアソナード、主幹薩埵正邦という学校長抜きの学校体制は許されなくなり、（官への届出の際に）設立者および学校長の連署が要求されるようになった。つまり、これまでのような私塾的な体裁の学校であつては生き残れない時代になったのである。薩埵は決断を迫られた。特別認可学校規則公布の翌月（二二年六月）、校長には司法省刑事局長の河津祐之（口絵写真④）が就任し、薩埵は主幹の地位を辞任するに至る（同年九月本学は特別認可学校として認可される）。薩埵は、その後、明治二三年九月に第二高等中学校の法学部の教員として採用され、東京を去った。

### 三、東京仏学校時代

#### （1）仏学会と東京仏学校

仏学会は、明治一九年五月、辻新次（口絵写真⑤）、古市公威などが主唱者になって、「仏学ヲ修ムルニ便スルヲ

メ仏学校ヲ設クルヲ目的」として設立され（仏学会会則第一条。以下、仏学会と東京仏学校については資料集第二六集による）。同年一月に東京仏学校が開校した。仏学会理事員で帝国大学教授の古市公威（口絵写真⑦）が学校長心得となり、二〇年一月には文部省参事官の大島誠治がこれに代わった。この学校は、東京法学校と道を隔てて向かいあう場所にあつた。仏語専門の語学学校としてスタートした当初は、一六名の生徒であつたが、二〇年一月現在、在校生は一二五名に達した。同年四月司法省から年間五千円の補助金を受けることになったことが、学校組織の変革のきっかけとなった。この補助金はわずか数年間だけだったが、補助金の金額は非常に大きい。東京法学校の年間の収入が一五〇〇円であることと比較すれば、その大きさがわかる（『百年史』一一六頁）。なぜこの時期、司法省が特定の学校にのみ補助金を交付したのか明らかではない（『早稲田大学百年史・別巻I』（一九九〇年）二七〇頁以下には、明治二四年一月一九日、同二九日の帝国議会衆議院第一回通常会予算案全院委員会で、高田早苗ら議員と政府委員である箕作麟祥司法次官とのやりとりがあり、その際、学校の選定に疑問が出され、最終的には補助金の打ち切りが決まった。ちなみに、独法系ではすでに明治一九年から独逸協会学校が年間二万円の補助を受けており、英法系では、先行の専修学校や東京専門学校をさしおいて、新興の英吉利法律学校「中央大学の前身」が選ばれ、右東京仏学校と同じく明治二〇年から年間五千円の補助を受けることになった。『百年史』一一二頁以下）。この新興の学校には当初法律科がなかったことに注目すべきである。仏学会会計事務取扱規則（二〇条）によれば、この補助金（下賜金）は、外国教員の報酬と洋書の購入に限って使用することができた（前掲資料集七一頁）。東京仏学校は急遽学則を改正して、（二〇年七月から）仏語法律科を設けることになった。同校の規則をみると、授業はすべて講義の書き取りだったようである。日本法が制定されている場合にはその日本法を教授し、それがない分野についてはフランス法を教授することになっていた。二一年には同校は、法律科、普通科ともに特別認可学校となっている。アペール、

富井など東京法学校関係者が講師として教壇に立った。

東京仏学校は、司法省の補助金でフランスから教科書用に書籍を購入した。そのころ購入されたと思われる書籍が本学の書庫に保管されている。

さて、東京仏学校規則には注目すべき規定がある。書籍の借覧規定である(資料集第四集「一九八〇年」三八頁参照)。

#### 第五章 書籍

第二十六条 教科用書ハ生徒ノ自弁トス但本校ニ於テ保証金ヲ預リ保存料ヲ収メテ之ヲ貸付スル事アル可シ

第二十七条 書籍ヲ借覧セントスル者ハ先受持教員ノ認可証ヲ示シ借覧証憑簿ニ捺印シ所定ノ保証金及保存料

ヲ納ム

第二十八条 借覧ノ書籍ハ毎年七月十二月ニ返納セシメ調査ノ上更ニ貸付スルモノトス

第二十九条 借覧ノ書籍ヲ紛失若クハ毀損スル者ハ相当ノ代価ヲ以テ弁償セシム

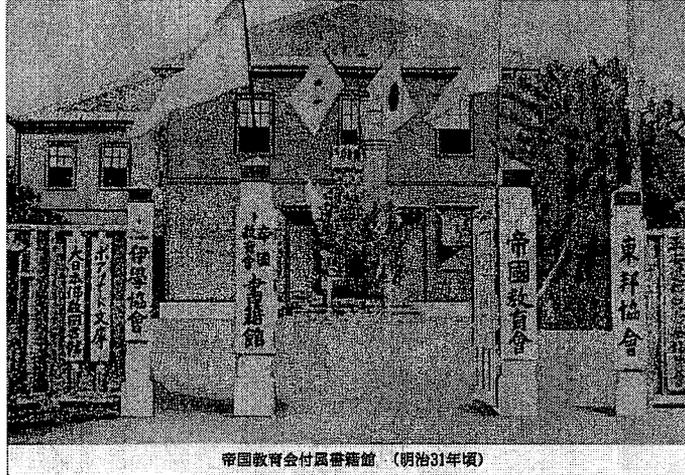
第三十条 病氣若クハ帰郷等ニテ欠課一箇月以上ニ及フ者ハ保証人ヲ以テ借覧ノ書籍ヲ返納スヘシ但退学ス

ル者ハ届出ノ当日之ヲ返納スヘシ

このうち、「保存料」とはおそらく貸出料のことではないだろうか。さらに、貸出の期限が七月と一月というようにかなり長期にわたっているのは、第二六条にいうように、貸出の主な対象が教科書のためではないだろうか。分類・整理については、ここには明記されていないが、いずれにしても、図書館の機能の一つであるルールがすでに東京仏学校規則には定められていたということが重要である。

東京仏学校は、突然補助金の交付を受けて資金が潤沢になったものの、学生の確保に不安を抱き(学生数のピークは明治二年一月で一五六名である)、既存の法律学校との合併によってこの不安を解消しようと動き出した。

(2) 大日本教育会付属書籍館しよじやく



帝国教育会付属書籍館 (明治31年頃)

帝国教育会付属書籍館

大日本教育会は、全国に設けられた小学校の教員たちを中心とする組織で、明治一六年に活動を開始した。「同志結合シテ我国教育ノ普及改良及ビ上進ヲ図リ、併セテ教育上ノ施設ヲ翼賛スルコト」を目的とした(大日本教育会については、佐藤政孝『東京の近代図書館史』「新風舎、一九九八年」による)。演説会、談話会、講座、討論会、研修会等を開くほか、機関誌(「大日本教育会雑誌」)を発行している。伊藤博文、大木喬任、西郷従道、森有礼らが名誉会員に名を連ねていることから、その意気込みのほどがわかる。会長の辻新次がリーダーシップをとって、教育政策のために書籍館(図書館)を発足させた。

辻の書籍館構想はこうである(佐藤・前掲書二八頁以下)。一般公開の図書館(国会図書館の前身の一つ)は東京図書館一館あるのみである。官民ともに学校教育の経営が急務で社会教育にまで手がまわらないが、社会教育の発展をはかるため簡易の通俗図書館を開設して世間に模範を示したい。読書の教育効果は大きい。主として、わかりやすく面白く害のない書籍を収集して、生徒のみならず職業の如何にかかわらず、広く人々に書籍を閲覧させたい。その便益は第一に、生徒の課業を補い、さらに疲労した精神を慰める。第二に、中途退学者は学業を復習できる。第三に、学校卒業後、勉強する場のない者がここで学べる。第四に、昼間労働し、夜間学ぼうとす

る者がここで学べる。

明治一九年一〇月に、書籍館の設立方針が決定した。辻は書籍収集に奔走し、彼の所有する和漢洋書一二四六冊を提供した。

開館の翌年明治二二年には、閲覧者は一万七〇一人となり、前年より八七九七人の増加となった。この閲覧者の増加に対処するため、書籍館は東京図書館に通俗本の一括貸付を要請し、和漢書一四七六〇冊の貸付を受けた。二二年（三月二五日）には、文部省から、東京図書館蔵の普通図書を一〇年間貸与する、との申し出を受けた。そのさい、閲覧者の多くにとって便利な場所に書籍館を移転すること、火災等のおそれのない書庫を造ること、閲覧室は少なくとも一五〇人を収容できる規模のものとし、昼夜入館を許すこと（明治二二年頃の書籍館規則第二条によると、季節によって時間は異なるが、例えば、一〇月〜二月の場合だと、午前九時から午後四時半、午後六時から午後九時まで開館となっている。大日本教育会雑誌号外総集會記事第二「明治二二年」三三頁）、さらに、閲覧室には目録等普通書籍館にとつて必要なものを具備すること、などの厳しい条件が課せられた（大日本教育会雑誌八六号「明治二二年」三五四頁以下参照）。開館以来、小学生徒の閲覧も認めていた（一般の閲覧は有料。閲覧券一回分約一銭。閲覧室での閲覧に限定で、館外貸出は不可）。

この条件を満たすために、神田柳原河岸に移転し、二二年七月一五日開館した（閲覧料はとっていた）。当初書籍館には寄贈が相次ぎ、ボアソナード文庫もその一つであった（大日本教育会雑誌号外総集會記事第四「明治二四年六月」八頁以下に七カ条からなる「法律書委託ノ件ニ付ボアソナード文庫ト大日本教育会ト取結フ所ノ約定書ノ件」が掲載されている。そこでは、閲覧に関しては書籍館規則に従うこと、図書修理の費用はボアソナード文庫の負担とすること、書籍館の入口に「ボアソナード文庫」の標札を出しておくことなどが定められている）。

参考までに、明治二十三年一二月現在の蔵書数などを挙げておこう（以下は、大日本教育会雑誌号外総集會記事第四・一五頁以下による。なお同誌号外総集會記事第五「明治二十五年」二二頁以下には過去五年間の統計もある。また、図書が八門に分類されている。ちなみに法律は第五門である）。和漢書二万四〇一一冊、洋書二二三〇冊、合計三万六三四一冊。雑誌は二二二種、新聞は八四紙、合計二九六種である。

、二十三年の増加冊数

和漢書

洋書

東京図書館貸付	九八八冊、	一冊	計	九八九冊
ボアソナード文庫委託	三〇七四冊、	一五二六冊		四六〇〇冊
公衆委託	五四一冊、	〇冊		五四一冊
公衆寄託	一二五二冊、	五三冊		一三〇五冊
本館購入	一二冊、	〇冊		一二冊

二十三年の開館日数三四三日／閲覧者一万九三七〇人／閲覧図書数一三万五三七四冊（一日の平均閲覧者五六人、一日平均閲覧図書三九四冊）

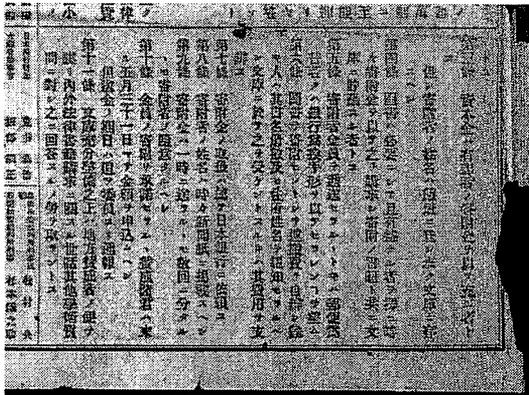
しかし、書籍の紛失破損等が頻発し、そのための管理費がかさみ、財政基盤の弱い教育会にはそれが負担となつた。二年後（二十四年三月）、神田一橋の教育会本部内に書籍館を戻している。苦しい経営の中でも夜間開館は続けたが、二十五年にはついにこの夜間開館を止めた。（二十九年には帝国教育会書籍館、四〇年には私立教育図書館と名称を改め、経営改善を図るも）最終的には明治四四年東京市に移管してしまつた（東京市では、市立神田簡易図書館として同年一月に開館。その後、大正二年に一橋図書館と改称）。なお、明治三十二年三月二四日に文部省は、一〇年の期

間満了に伴って、貸出した図書を東京図書館に返却することを要求し、同年五月返還を受けている。

### (3) ボアソナード文庫

「日本近代法の父」といわれるボアソナードは、刑法、治罪法（刑事訴訟法）、民法などの法典の起草、司法省法学校での法曹教育という多忙な生活を送りながら、前述したように、東京法学校でも、教頭として無報酬で教鞭を執っていた。明治政府が欧米列強との間で不平等条約の改正交渉をおこなっていた明治二〇年夏、ボアソナードの司法大臣宛の意見書が本人の知らないうちに政治的に利用され、結局改正交渉は頓挫してしまった。『百年史』には、この頃のボアソナードの興味深い東京法学校での講義風景が描かれている（一〇五頁以下）。ある日ボアソナードの質問が難しかったせいも、学生に何度質問しても誰一人答えようとしな。と突然、ボアソナードは、激昂した様子で、法律家たる者、紛争解決を求められたらそれを回避することは許されない。そうでないと、「人民は裁判を得る所なく、世は争奪に終らんのみ」。しかもここに国の独立がかかっており、国家有用の法曹がいなければ、裁判権も外国人の手にゆだねざるを得なくなってしまう。それでは独立国家といえなくなるではないかと、目に涙を浮かべながら語ったというのである。学生たちはあつけにとられていたが、後日ボアソナードと条約改正交渉の頓挫との関係を知って、師の異様な態度を納得したという。

さて、明治二二年春、ボアソナードの一時帰国に際して、箕作麟祥、名村泰蔵らは、ボアソナードの功績を後世に長く伝えようとして、「ボアソナード文庫」を創立するために立ち上がった（以下は、岡「ボアソナード文庫について」HUL通信三八号「法政大学図書館、二〇〇二年」四頁に依拠している）。そして、広く法律、政治、経済に関する書籍を収集し、一般の閲覧に供しようとする（文庫創立概則第一条。この概則については資料集第一集二三四頁以下参照）、図書・資金の寄付を募った。創立委員の大半は、明治法律学校、東京法学校の関係者であった。興味深いこ



ボアソナード文庫創立趣意書(2)



ボアソナード文庫創立趣意書(1)

とには、寄付者の中に佐々木茂三郎、中鉢美明など東京法学校の学生も二名確認できる(資料集第一集二〇二頁以下参照)。明治大学に保管されている「ボアソナード文庫収支内訳帳 自明治二十二年二月至明治二十五年十月」によれば、当初五〇〇円を借り入れて活動が

始まった。その後次第に寄付金が集まり、順次書籍を購入していった。また、有志からの書籍の寄附も相次いだ(東京日日新聞によれば、明治二十五年五月二日から六月一六日までには、約七三〇人が寄附を申し込んだという。酒井(一)一三二頁参照)。

明治二十二年五月に同文庫が東京仏学校内に開館した。二三年和仏法律学校の校舍移転前に、仏学会の決議により、ボアソナード文庫は大日本教育会付属書籍館に委託された(前述(2)参照)。この書籍館を和仏法律学校の講師・学生たちはよく利用していたようである(前述の石井豊七郎の回想参照)。

なお、ボアソナード文庫の規定中には、実際に実現したかどうかは不明であるが、図書館のレファレンスサービスを考えていたようなものがあり、注目される。すなわち、「文庫充分整備之上ハ地方賛成者ノ便ヲ謀リ内外法律書籍講述ニ関スル世話其他學術質問ニ対シ之ニ回答スルノ勞ヲ取ラントス」と(文庫創立概則二一条)。

前述のように、明治四四年一〇月、同書籍館は東京市に委管された。その際、ボアソナード文庫は(約四〇〇〇冊)、掛下重次郎館長の下で図書館事業を積極

的に推進していた明治大学図書館に移管された（ちなみに、同図書館は、明治四一年四月から一般人に図書館を公開している）。

同文庫はなぜ法政大学に來なかつたのか。その理由を詳らかにする資料はなにも残っていない。薩埵正邦を中心とするボアソナード人脈の講師は、明治二〇年末頃までにほとんど去つてしまい、ボアソナードとの濃密な關係が徐々に希薄になつていったことなどによつて、法政に同文庫をぜひもつてきたいという熱意に結びつかなかつたのかもしれない。

同文庫は、大正一二年の関東大震災で灰燼に歸してしまつたといわれているが、幸いにも、何点かは今日まで生き延びている（法政大学名誉教授・安岡昭男氏所蔵本。前掲HUI通信三八号に「ボアソナード文庫蔵書之印」及び「大日本教育会書籍館」の図書ラベルの写真が掲載されている）。

## 四、和仏法律学校時代

### (1) 東京法学校と東京仏学校の合併

明治二二年五月、経営難に悩む東京法学校と、資金は潤沢にありながら将来の学生数の確保に不安を抱いていた東京仏学校が合併して、和仏法律学校と称した。「東京仏学校東京法学校合併二付両校間契約ノ事」からいくつが關係ある部分を抜き出しておこう（資料集第二六集九一頁。以下東京仏学校に関する事柄は、主としてこの資料集に依拠している）。

第三 新設学校理事員ハ仏学会選出ノ委員ト東京法学校ノ現校務員ヲ以テ之ニ充ツ

仏学会選出ノ委員ハ東京法学校ノ現校務員ト同数タルヘシ但東京法学校ノ現校務員ハ仏学会ノ委員トシテ選出スルコトヲ得ス

第四 司法省ノ補助金ハ仏国教師雇入及ヒ仏書購求ノ外ハ之ヲ費用スルヲ許サス

第五 仏学会ノ財産ニシテ現ニ東京仏学校ノ用ニ供シタルモノト東京法学校ノ財産ハ予メ評価ヲ為シタル後合併シ之ヲ新設学校ノ用ニ供シ仏学会ト旧東京法学校校務員トノ共有トシ新設学校ノ理事員ニ於テ之ヲ管理スヘシ（第二項は省略）

この第五に関連して、東京仏学校長大島誠治の「東京仏学校学事報告」（明治二十二年八月〜二十二年七月）によれば、二十二年九月、旧東京仏学校にあった書籍、器械、金員等はすべて新設学校に引き継がせたという。

同校は、仏語法律科、邦語法律科、専修科（専修科生とは特別認可生ではない学生のこと）、入学試験が尋常中学卒業程度の学力を要求される特別認可生と異なるが、法学の授業は特別認可生と同一のものを、同じ教室で受けたという。普通科の四コースからなっている。「法律の元祖」といわれた箕作麟祥（口絵写真⑥）が初代校長に就任した。ちなみに、二十三年一〇月には、仏語普通科を分離して、東京仏語学校を設置した（本校の付属とする。管理は和仏法律学校の学監、事務長および仏学会の理事員が担当し、和仏法律学校長が同校の校長を兼ねることになった。「明法志叢」二号「明治二五年四月」の巻末に趣意書の広告および第一級生募集の記事がある。この東京仏語学校は明治二十四年前後に学校経費が赤字となり、本来仏学会が予定していた雑誌の発行を中止して、それに用いるべきだった資金で補助されるようになったようである。同校は明治三〇年頃自然消滅したようである）。

さて、箕作校長は、明治二十三年の卒業証書授与式の学事報告の中で（資料集第二六集一一七頁以下）、同年三月から、新たに裁判所構成法を科目に加え、民法・訴訟法・商法については、認可規則に従って日本の新法典を講義

することになったこと、仏国法律は参考として教授することになった旨述べた。また、講師陣としては、教頭ポアソナードのほか、「ルヴヒリョー」、富井、本野一郎、飯田宏作、大島誠治、小野衛門太、小川鐵吉、龜山貞義、春日肅、柿原武熊、吉原三郎、田代律雄、松室致、福原直道、寺尾亨、嵯峨根不二郎、水町袈裟六、城数馬、平島及平、森順正、両角彦六、さらに科外講義として中村純九郎、アリヴェー、ヴェルドランの名を挙げている。

この箕作の学事報告によれば、二三年七月の邦語法律科卒業生は九九名、二二年一二月の臨時卒業試験による卒業生は二八名、創立以来二三年七月までに邦語法律科卒業生は三五一名に達した。

さらに、箕作は、富士見町六丁目に完成した新校舎に（山口半六の設計。三〇〇坪。四月起工）、講堂（六室）、事務室、応接所とともに「書籍閲覧室」を設置したことを述べた（右資料集一一八頁。同時に仏学会も移転。ここで卒業証書授与式が行われている）。ここに初めて、法政大学図書館の歴史上「書籍閲覧室」なる名称が登場したのである。閲覧室であるからには、その部屋での閲覧にせよ、前述の東京仏学校規則のような図書閲覧の規則（書籍閲覧規定）なども当然前提となったはずである。ところが、この後明治三二年の「図書閲覧室設定規定」まで、この書籍閲覧室の利用状況はもちろんのこと、閲覧規則などについて言及した資料は今日まで一切見つかっていない。東京仏学校から受け継いだ書籍なり貸出規則などのノウハウが和仏法律学校に蓄積されたことは間違いないだろう。また、学生数の飛躍的な増大によって学校所蔵の蔵書の管理も必要になったはずなのに、不思議なことに、これに関する資料が見あたらないのである。ここではこの事実を書くのみにとどめ、資料の発掘を将来に期待したい。

なお、東京仏学校では、合併する前に、基本財産を確定する目的で同校蔵書であることを示す蔵書印を押している。法政大学図書館には、東京法学校印が押印されている図書が現存するが（箕作麟祥増訂『仏蘭西法律書 憲法・

民法』〔博聞社蔵版、一八八三年〕、おそらくこの印も同じ目的をもって、合併前に押印されたものと考えていいだろう。

明治二四年九月の「和仏法律学校及ヒ東京仏語学校学事報告」（前掲資料集一三八頁）によれば、二三年九月に梅謙次郎が学監・理事員に就任したことが報告されている。同年八月に仏独の留学から帰国し、ただちに帝国大学法科大学教授になった梅が本学に関与したことを示す最初の資料である。梅は、その後三二年に和仏の校長になり（一時、三三年一〇月から約二年間富井が校長を務める。梅が文部省総務長官を兼務したためである）、さらに専門学校令により法政大学と名乗った時、初代総理となった。明治四三年八月に死去するまでこの地位にとどまり、教鞭を執るかたわら、本学の学校経営に尽力した。

## （2）この時期の寄贈図書等

明治二三年の箕作の学事報告によれば、前年から三回に分けてフランスに書籍を計七八七冊注文しており（代価は九四六円九三銭）、さらに、二二年八月には、パリの書店・ラローズホルセル商会から法律書一二冊を始め、万国地理、歴史書等が寄贈された（前掲資料集一一八頁）。この注文は毎年のおこなわれている。また、二四年の学事報告では、仏語法律科の参考図書（例えば『仏文民法草案第四編』、『第五編』各二五冊）を司法省から借用したり、東京仏語学校では、教科書として、『大万国史』一五部、『テレマック』一二部、『理財学』、『羅馬盛衰論』各一一部等を第一高等中学校から借用している、という（前掲資料集一三八頁）。

二三年九月以降寄贈された書籍としては、『帝国大学一覽』一冊、『帝国大学図書館和漢書目』、同『横文書目』各一冊、『近世代数』一冊（吉川半七から）、『日本六法全書』一冊（博聞社から）、『民法問答全集』一冊（明法堂か

ら) などがある。法律・地理・経済に関する書籍四五冊(黒川誠一郎から)、仏語科学期試験優等生賞与品として銅牌三個・仏書六冊(仏国アリヤンスフランセーズから)が、本校生徒に分配するために寄贈された(二四年九月の箕作校長の学事報告。前掲資料集一三九頁)。



塩田三郎

明治二三年三月、外交官であった塩田三郎の蔵書・仏書四五四冊(法律、政治、文学書等からなる)が、子息の孝太郎から、榎本武揚を介して仏学会に對して寄贈された。それは、塩田のつぎのような遺言によるという。「予仏國ニ趣クコト凡ソ三次毎ニ好書ニ遇ヘハ必講得シテ歸リ遂ニ此数十卷ノ多ニ至ル……之ヲ仏学ヲ修ムル所ニ納メ公衆ノ用ニ供シ少ク裨益スル所ヲハ亦予カ

幸ナリ」(前掲資料集一二三頁)。

仏学会は、大日本教育会に塩田文庫を委託した。その約定の主なものを引用しておこう(前掲資料集一二四頁)。

- 第一条 仏学会ハ塩田文庫所蔵ノ書籍ヲ大日本教育会書籍館ニ委託シ広ク学者ノ閲覧ニ供スル事
- 第五条 仏学会ヨリ委託シタル図書閲覧上ニ関シテハ總テ大日本教育会書籍館規則ニ依ルヘキ事
- 第六条 大日本教育会書籍館ハ此約定継続中ハ該館ノ入口ヘ(仏学会塩田文庫)ノ標札ヲ掲出スヘキ事
- 第七条 此約定継続中ハ仏学会々員及和仏法律学校々員生徒ニシテ閲覧券携帯ノモノハ無料ニテ該図書ヲ閲覧スルコトヲ得ヘキ事但特別閲覧料ハ其限ニアラサル事

仏学会に寄贈された塩田蔵書には、「仏学会塩田文庫之章」印が押されている。なお、東京図書館には、塩田三郎の蔵書(大半が英書)がキン夫人を通して寄贈されている。国会図書館所蔵のものと法政大学図書館所蔵のものには(いかなる経緯によって仏学会から本学に受け入れられるに至ったかは、不明である)、同一の「塩田蔵書」印(丸

印)が押されている(蔵書印については、山川次郎「蔵書印に見る図書館史」HUL通信三七号「二〇〇二年」四頁以下参照)。  
 なお、時代は下がるが、明治三三年七月に死去した醍醐忠順ただおきの蔵書(法律書)三〇六冊が、同年一〇月遺族から寄贈された(法学志林二二号九七頁)。これらには「醍醐蔵書」「醍醐忠順蔵書」など「五種類の蔵書印の一部または全部が押印されている」(山川・前掲HUL通信)。帝国図書館(国会図書館の前身)にも、同じ明治三三年に、孫の忠重から忠順蔵書の江戸期以前の和本三三八部が寄贈されている、という。塩田文庫やこの「醍醐蔵書」も、今日まで法政大学図書館所蔵の図書の基本をなしている。

明治二〇年代の和仏時代の法曹進出に関する資料は意外に少ないが、明治二六年一〇月の卒業証書授与式での学事報告に基づいてまとめておくと、二五年六月の公証人試験の合格者は六名、同年末施行の弁護士試験の合格者は一四名、二六年三月施行の判検事試験合格者は八名、同年九月施行の同試験合格者は三名、という(二六年七月末の在校生は八〇〇余名。以上は前掲資料集一八五頁による)。

注1 本章と次章で頻繁に引用する文献の略称をまとめておく。

『百年史』

『法政大学百年史』(一九八〇年)

『夜明け』

法政大学大学史資料委員会編『法学の夜明けと法政大学』(法政大学、一九九三年)

資料集第一集

『法政大学史資料集第一集』(一九七八年。なお、第二集以降も「資料集第\*集」として引用する)

酒井(一)

酒井勇二「法政大学図書館史」(第一回)法政大学図書館報一七号(一九六一年)二二―二頁以下

酒井(二)

酒井勇二「法政大学図書館史(第二回)」法政大学図書館報一八号(一九六一年)一六一頁以下

注2 東京大学総合図書館所蔵(「五十年史料」)の『明治九年召集新生徒試験書類 法学課』の綴りの中の書類による。